

掲載候補 1

### 市税条例等の一部を改正を実施

#### 【第1号】市税条例等の一部を改正する条例

地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除などについて左記の改正等を行うものです。

#### 【主な改正内容】

個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除に関するもの  
住宅借入金等特別税額控除の延長 見直しを行うものです。

（現行） 平成22年度～令和15年度

（改正後） 平成22年度～令和20年度

※この改正により期間を最長、令和17年度とする新型コロナウイルス感染症対策の特例が削除されます。

○施行期日 令和5年1月1日

固定資産税の納税証明書等の交付又は固定資産課税台帳の閲覧におけるDV被害者等の住所に代わる事項の記載に関するもの

不動産登記法及び地方税法の規定が新設されることに伴い、DV被害者等の保護を目的として、登記所から通知される「住所」に代わる事項を記載した証明書等であっても、これまでの「住所」を記載した証明書と同様の扱いとするもの等。

○施行期日 令和6年4月1日

掲載候補 2

### 消防団員等公務災害補償条例の一部を改正

#### 【第3号】消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

令和2年6月5日に、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律が公布され、年金担保貸付事業が廃止されたことなどから、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部が改正されたため、当該条例についても改正を行うものです。

○施行期日 公布の日から施行

掲載候補 3

### 非紹介患者初診加算料及び紹介済患者再診加算料を改定

#### 【第4号】病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

保険医療機関及び保険医療費担当規則等の一部改正に伴い、外来機能の明確化及び医療機関間の連携の推進を目的とした、①非紹介患者初診加算料、②紹介済患者再診加算料の額、及び③紹介状なしで受診した患者等から定額負担を徴収する責務がある医療機関の対象範囲について、所要の改正を行うものです。

#### 【主な改正内容】

##### ① 非紹介患者加算料

○改正前(医科) 5,500円 ← 改正後(医科) 7,700円

(歯科) 3,300円 ← (歯科) 5,500円

##### ② 紹介患者再診加算料

○改正前(医科) 2,750円 ← 改正後(医科) 3,300円

(歯科) 1,650円 ← (歯科) 2,000円

##### ③ 対象機関

○改正前 特定機能病院

地域医療支援病院

( 一般病床200床以上 )

改正後

特定機能病院

地域医療支援病院

( 一般病床200床以上 )

紹介受診重点医療機関

( 一般病床200床以上 )

○施行期日等 令和4年10月1日から施行適用

掲載候補 4

### JR津田沼駅前歩道駐輪場を廃止

#### 【第5号】自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

これまでJR津田沼駅前の歩道を利用して日ごめ自転車等駐車場を設置している状況となっていた、津田沼駅第一自転車等駐車場及び津田沼駅第一自転車等駐車場を廃止するため、所要の改正を行うものです。

○施行期日 令和4年10月1日

掲載候補 5

### 長期優良住宅に関する手数料の項目及び金額を改正

#### 【第6号】手数料条例の一部を改正する条例

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものです。

#### 【主な改正内容】

建築行為を伴わない既存住宅の認定制度を創設します。

○施行期日 令和4年10月1日

掲載候補 6

### 市内公立小学校低学年の全普通学級に電子黒板を整備

- 【第7号】令和4年度小学校(1・2年)電子黒板(北部・西部地区)物品供給契約の締結について
- 【第8号】令和4年度小学校(1・2年)電子黒板(南部・東部地区)物品供給契約の締結について

#### 【主な事業内容】

市内公立小学校の1・2年生の全普通学級に電子黒板を整備する契約を締結するものです。

○契約金額

1億6720万円(北部・西部地区) 1億6880万円(南部・東部地区)

○契約の方法

一般競争入札

掲載候補 7

### 損害賠償の額を決定

#### 【第9号】損害賠償の額の決定について

平成28年11月23日に、市が維持管理する下水道管(東船橋2丁目)が破損し汚水が逆流したことにより、事業者の店舗内装に汚損等の損害を与えた件について、損害賠償の額を定めるものです。

○損害賠償額 3,350万円

掲載候補 8

### 市税条例等の一部の改正のための専決処分を実施

【議案第11号】専決処分の承認を求めることについて

(市税条例の一部を改正する条例)

【議案第12号】専決処分の承認を求めることについて

(都市計画税条例の一部を改正する条例)

地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、左記の改正を実施しました。

#### 【主な改正内容】

固定資産課税台帳の閲覧又は記載事項の証明書の交付の際のDV被害者等の保護

固定資産課税台帳の閲覧および記載事項の証明書の交付に際し、地方税法上でDV被害者等の保護のための支援措置が規定されたことに伴い、条例上も明確にするものです。

目的：DV等の加害者が、証明書の交付等を不正に利用して、被害者の住所を探索する行為を防止し、被害者の保護を図ります。

商業地等に係る課税標準額の上昇幅を半減

景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%(通常5.0%)とします。

○施行期日 令和4年3月31日